

## 原告意見陳述

原告 越野 武

わたしは、原告の越野 武です。かつては北海道大学工学部、札幌大学文化学部に勤めておりましたが、どちらも停年・退職して、今は特に職もない、ごく普通の老人です。それでも10年前の東日本大震災、なんんすく福島第一原発の事故は、十分すぎるほど衝撃的な事件でしたし、一も二もなく原告の一人となつたわけです。

今、かつては北海道大学の工学部にいた、と申しました。うつかりすると何か工学技術にかかるような意見を期待されるかもしれません。わたしの専門は建築、それも建築史です。「建築史」は、多分工学部のなかで、最も工学から遠い分野ではないかと思います。ただ、札幌大学の文化学部に移ったとき痛感したことです、工学から遠いところにいたはずのわたしも、実に「工学的」な人間になつていています。どうかと言つて、世の中のことではないかと思います。どういう発想で考えてしまつ、といつこ

とです。例えば、航空機が死亡事故をおこす危険度は今では「10億旅客マイル当たり1人以下」だそうですが、「十分安全」と判断して済ませています。

2011年東日本大震災、原発事故で、わたしにとって一番印象的だったのは、ドイツが原発の存廃を倫理的な機関をつくり、そこで議論したことです。人間の危険度は、許容範囲にあるときは良いのですが、ある限度を超えたとき、技術的な観点だけでは判断できないということです。航空機は許されるかもしないけれど、多くの人びとが生きて行くよすがを奪うような危険性は、自然災害は別としてすくなくとも人為的なことで決して許してはならないのです。村や町のような住む場所・コミュニティのことですが、奪つてはいけないということです。それは人が普通の生活を安全に続けることができる、という基本的人権、人格権を否定することだからです。まさしく福島の原発事故がそのことを誰の目にも明らかなように示してくれました。これが技術的な議論だけでは結論を得られないようなことだと思います。

放射性物質の危険度は、少し複雑です。強い放射線が細胞に当たって直接細胞を破壊する場



環境省のサイトを覗くと、元気な人が「放射線を受けても必ずがんになるわけではないんだね」と発言するイラストが描かれています。でも、逆に言えば、それが、それだけを切り出して言えば、どうも吃驚したのであります。でも、逆に言えば、それが、それだけを切り出して言えば、どうも吃驚したのであります。言い添える必要もないことですが、原子力工学が不要になるということは、放射線医療ひとつをとっても、考えることもできません。仮に原発が廃止されても、原子炉を廃棄するための大変な作業が必要です。そのためには優れた工学技術者がいなければなりません。今の段階でわたしもが廃炉を決めることは最低線の倫理的な判断、裏打ちであり、工学技術者をめざす若者を支える基盤として不可欠だと考えています。

この裁判のそもそもの出発点は、泊原発の存在がわたしどもの人格権を脅かすものだ、ということに始まっています。どうぞ、この裁判では原点に還つて、泊原発を廃炉にする判断を出されるよう、わたしからもお願いいたします。

合もありますが、それほど強くなくても、遺伝子に損傷を与えて癌を発生させるわけです。これは「当るか、外れるか」全く確率の問題です。当然いろんな数値が示されることになります。日本政府が避難や帰還の基準に持ちだした2ミリシーベルト／年というのもそうですし、ICRP（国際放射線防護委員会）が2007年に勧告した、一般公衆の総量限度1ミリシーベルト／年というのもあります。

東日本大震災よりだいぶ前のことですが、「研究者と倫理」という新聞コラム欄の記事がありました。全国の公的研究機関の研究者を対象とした文部科学省の調査結果で、自分の研究の社会的悪影響に対して責任を負うべきだと答えた研究者は、65歳以上で67%だったのに対し、35歳以下では27%しかいなかつた、ということでした（北海道新聞夕刊04.10.12）。数字そのものは変わっているでしょうが、現役の研究者のものの考え方の基本を暴いています。もちろん原発を支える技術者に通ずることです。

かつて大学の教官だったわたしがとても危惧しているのは、倫理的な裏打ちがないときは教育－工学技術教育－の荒廃をまねくのではないかといつことで